

さあ、行動しよう！ 福祉のまちづくり

横浜市福祉のまちづくり推進指針

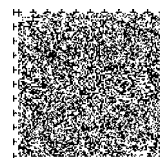
(改訂版)

平成19年度～22年度



2010年ヨコハマが目指す都市像に
向けた短期目標

平成19年3月
横浜市



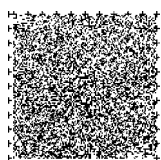
はじめに

横浜市では、平成9年（1997年）に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例は、すべての人が安心して、自らの意志で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる、人間性豊かな福祉都市を実現するための基本施策を定めたものです。

また、平成18年12月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。この法律は、ユニバーサルデザイン^(※1)の理念に基づき、だれもが円滑に移動できるようなまちづくりを、面的に進めていこうというものです。本市としても、同法の施行を好機として、今後一層福祉のまちづくりを推進していきたいと考えております。

横浜市長 中田 宏

目次	1 横浜市福祉のまちづくり推進指針のこれまで…………… 3
	2 前回の推進指針短期目標の評価と現在の課題…………… 4
	3 2010年、ヨコハマがめざすまち（長期目標と短期目標）…………… 6
	4 市民、事業者、市の協働による取り組み…………… 8
	◆ コラム ～福祉のまちづくりとユニバーサルデザイン…………… 18
	5 さあ、行動しよう！－市民、事業者、市の役割－…………… 19
◆ コラム ～他の計画等との関係…………… 22	
6 参考資料ほか…………… 23	



(※1) 18ページ参照

1 横浜市福祉のまちづくり推進指針のこれまで

「横浜市福祉のまちづくり推進指針」は、平成11年（1999年）にはじめて作成されました。このときに、平成22年（2010年）までの長期目標と、一定の年度ごとの短期目標を定め、横浜の福祉のまちづくりを進めてきました。

長期目標：2010年のヨコハマは、

「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち」となります。



ソフト面では……

だれもが互いに理解し、互いに助け合う、人のやさしさにあふれたヨコハマ

ヨコハマに暮らす人が、まちの中で、困っていたり、不自由な思いをしている人たちに、思いやりのある気持ちで、声をかけ、手を差し伸べる光景が多く見られるまちをめざします。

また、気軽に声をかけられるように、普段から、互いに理解し、互いに助け合うまちをめざします。

2010年に向かって、このような、人のやさしさにあふれたヨコハマをめざします。



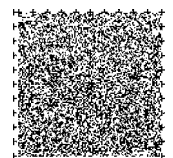
ハード面では……

だれもが安全に安心してまちを移動し、さまざまな施設を利用できるヨコハマ

ヨコハマに暮らす人が、自分の意思で自由にまちの中を移動し、さまざまな施設を利用することができるまちをめざします。

また、今ある施設を、利用しやすいものに変えていく事業者のいるまちをめざします。

2010年に向かって、このような、だれもが安全に安心してまちを移動し、さまざまな施設を利用できるヨコハマをめざします。



2 前回の推進指針短期目標の評価と現在の課題

横浜市福祉のまちづくり推進指針では、長期目標とともに段階的な目標（短期目標）を設定し、定期的に見直すこととしています。

2006年までの短期目標

みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう！

この目標では、人・知恵・もの等の「福祉のまちづくりを進めるための資源」とそれらを活用するための市民相互のネットワークや交流など幅広い意味での「情報」をさしています。

この目標をもとに、協働の福祉のまちづくり、重点推進地区^(※2)による福祉のまちづくり、福祉のまちづくり情報を通じた活動推進、もっと便利にもっと快適に生活できるヨコハマといった4つの重点プロジェクトを立てて福祉のまちづくりを進めてきました。これらについて、市民意見交換会やアンケートなどを実施し、その評価や福祉のまちづくりの満足度などを調査しました。

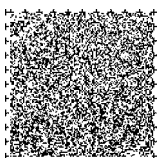
意見交換会などで出た主なご意見

- 重点推進地区をはじめとして、福祉のまちづくりの活動がいくつかの地域で始まっているが、一方で福祉のまちづくりの活動がない地域との差が生じている
- まだまだ市民に情報が行き渡っていない
- ハード（施設整備）は進んできたが、ハードをいかすソフト（支え合いの心）の充実が必要
- 外見からはわからない障害者は、困っていることが気づかれにくい
- 市民参加の機会の充実が必要 など

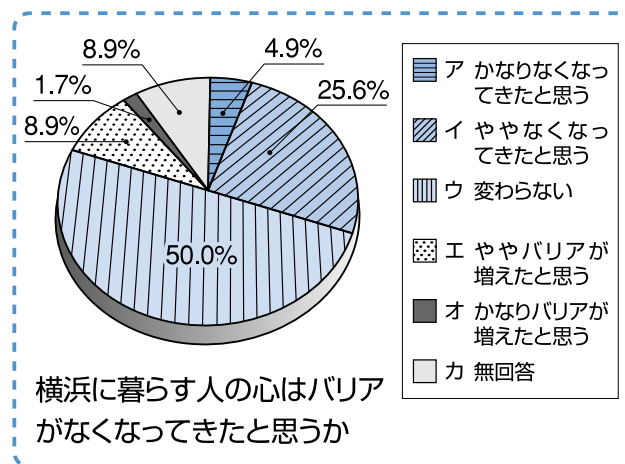
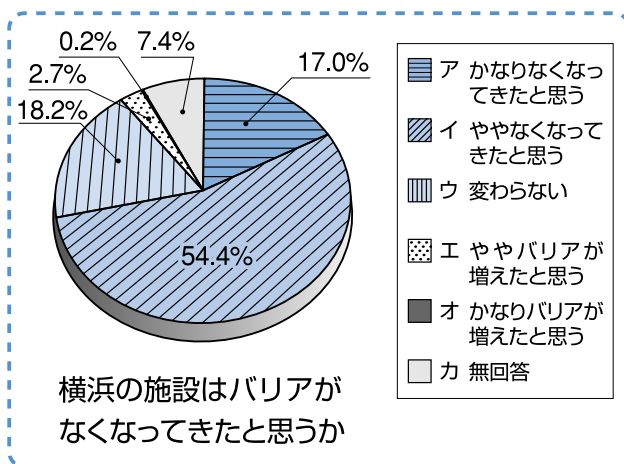
福祉のまちづくりの満足度について～アンケートなどから

5年前に比べ、横浜の施設はバリア（障害、障へき）がなくなってきたと思うかの質問に対しては、7割を超える方が改善を実感していました。

一方、横浜に暮らす人の心はバリアがなくなってきたと思うかの質問に対しては、半数の方が「変わらない」と答えています。



(※2) 23, 24, 25ページ参照

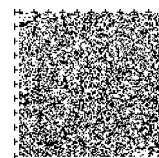


※ホームページで前回の推進指針や意見交換会、アンケートなどの詳細を掲載しています。
<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi/jorei/O3.html>

現在の課題

意見交換会やアンケートなどのご意見を通して、次のような課題が共通してあげられました。

- ◆ 駅のエレベーターや、歩道の整備などハード（施設整備）は進んできたのでこれからも継続してほしい。
- ◆ ハード（施設整備）をいかにソフト（支え合いの心）の充実がもっと必要
- ◆ 心のバリアフリーの重要性
- ◆ 多様な障害の理解など、福祉教育・啓発が必要
- ◆ 重点推進地区や福祉のまちづくりの活動のノウハウを他の地区に広げること
- ◆ 情報の伝え方に工夫が必要であること
- ◆ これまでのハード（施設整備）を継続しつつ、文字情報、音声情報などをより充実させること
- ◆ 市民が意見を言える機会を増やすこと



3 2010年、ヨコハマがめざすまち（長期目標と短期目標）

ここでは、福祉のまちづくりの目標となるイメージを示します。この指針での目標年次は、2010年です。

長期目標：2010年のヨコハマは、

「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち」となります。

長期目標を かなえるために……



2001年までの短期目標

ヨコハマで暮らし、活動するすべての人が少なくとも1回は、「福祉のまちづくりを考える」機会をもつこと

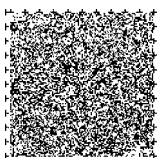


2006年までの短期目標

みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう！

～福祉のまちづくり情報を集め、広め、つなげていく～

そして……





指針見直しのキーワード：「行動」

今回の指針の見直しにあたって行った市民意見交換会、アンケート、グループインタビューでは、ハードの整備は進みつつあるものの、支え合いの心やマナー(公共心)などハードを支えるソフトの充実が課題として浮かびました。一方、手を差し伸べる勇気がない、方法が分からないけれど、何かをしたいという気持ちでいる方も多数いることが分かりました。

そこで、そのような方たちに主に焦点をあて、指針には、

心、教育・啓発、コミュニケーション・情報等を関連させて「行動」につなげる視点を重点的に盛り込んでいきます。

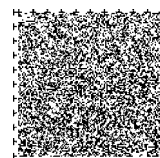


2010年までの短期目標

「さあ、行動しよう！ 福祉のまちづくり」

福祉のまちづくりについて知り、見て、考え、いよいよ一歩ふみ出す時期がきました。少し余裕をもってまわりを見ると、まちには、高齢者、障害者、子育て中の方などいろいろなひとがいることに気づきます。思いやりの心と、ちょっとした勇気を持ち、行動するのは今！あなたのいるこの場所から！

360万人それぞれの力を生かし、「行動」によって心をつなぎ、福祉のまちづくりをさらに推進していきましょう。



4 市民、事業者、市の協働による取り組み

市民意見交換会や、事業者を含むインタビュー、幅広いアンケートなどからまとめた、平成22年度(2010年度)までの横浜の取り組みです。

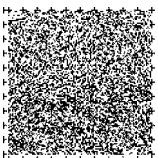
市民、事業者、市が手を携え協働で実現していきましょう。

「心のバリアフリー推進」

高齢者、障害者、子育て中の方などがまちへ出ると、施設や設備（ハード）によって生じる困難や、人々の行動や心の持ち方（ソフト）によって生じる困難にぶつかります。これは、施設整備を進めるだけでは解決できません。まちに暮らす一人ひとりが、いろいろな立場の人のことを理解しあい、互いに助け合うことで、だれもがまちへ出て活動に参画できる横浜になります。思いやる心、譲り合う気持ちの輪を広げて、「心のバリアフリー」を進めていきましょう。

◆啓発活動

まちに暮らす一人ひとりが、かけがいのない存在です。普段の生活の中で、相手の立場を理解しあい、自分ができることから行動する気持ちを広げていくことが必要です。高齢者や障害者など、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、その特性やまちでの課題について理解しあい、行動につなげる機会とするための広報PR活動などを行います。



◆福祉教育

学校・企業（職場）・地域・家庭などあらゆる場所や機会を生かし、福祉のまちづくり教育が行われるようにします。

学校教育・社員研修等の場で、福祉のまちづくりを学ぶ機会を増やします。

市・区の地域福祉（保健）計画などとも連携し、地域の中で、福祉のまちづくり活動を体験し、学ぶ機会を増やしていきます。

また、家庭の中でも、思いやりの心の醸成や、心のバリアフリーなど、福祉のまちづくりについて話し合い、学びあいの輪を広げていきます。

◆研修の実施

心のバリアフリーを進めるための研修を、様々な場で行います。

例えば、高齢者や障害者等を理解するための研修、福祉のまちづくり条例を良く理解するための研修、ユニバーサルデザインについて理解する研修等。



横浜市や市・区社会福祉協議会では、教員や地域で活躍する方等を対象に、福祉教育への理解を深めることを目的に、「先生のための福祉講座」や、「福祉教育研修会」などを開催しています。

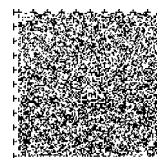
また、企業と地域で活動する市民団体が互いに理解しあい、つながりをつくるための出会いの場となる「企業向けセミナー」も開催しています。



◆福祉教育研修会

小中学校での福祉教育の実践例や、区社会福祉協議会職員の経験などが紹介されました。

（ある先生のお話～アンケート等から）
知識や体験だけに終わらすのではなく、当事者の方との日常的、継続的な交流によって、支え合いの心を子ども達が自然に身につけられるような取り組みをしていきたいです。



◆マナーの向上

福祉教育や啓発事業などを通じ、公共交通機関やエレベーター利用時の譲り合いなど、マナーの向上を図ります。



▶視覚障害者誘導用ブロックの上やその周辺に駐輪やものを置くのをやめましょう。



◀歩きたばこは、子どもや障害者にとって危険です。

▼車いす使用者用駐車区画の適正な使用について理解しましょう。

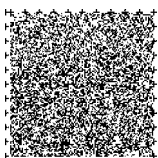


◆情報・コミュニケーションの支援

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者や外国人など、情報のやりとりやコミュニケーションが難しい場面において支援できるような環境・仕組みづくりを行います。

コミュニケーション支援ってどういうものがあるの？

知的障害者の地域生活を支援するための『コミュニケーションボード』や、聴覚障害者への筆談ボードなどがあります。横浜市では市内の救急車や、協力の得られたコンビニエンスストアに、コミュニケーションボードを設置しています。



◆福祉のまちづくり重点推進地区事業^(※2)を通じた、心のバリアフリーの啓発

各区で展開される福祉のまちづくり重点推進地区事業を通して、心のバリアフリーの啓発を図ります。

◆駅ボランティア事業

鉄道事業者等と連携し、推進していきます。

※駅ボランティアとは、あらかじめ研修等を受けて登録したボランティアが、高齢者、障害者、荷物を持った方、小さな子どもを連れの方など手助けを必要とされている方のお手伝い（切符購入補助、荷物を運ぶ手伝い、路線・乗換案内等）をするものです。

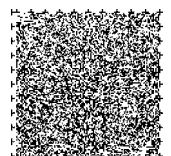


◎見守ることも大事です!

知的障害のある方がお店や交通機関で気になる行動をしていることがあるかもしれません。まずはしばらく見守ってください。

そして、困っているようだったら、ゆっくりと静かに話しかけてください。そんなとき、コミュニケーションボードが活用できます。

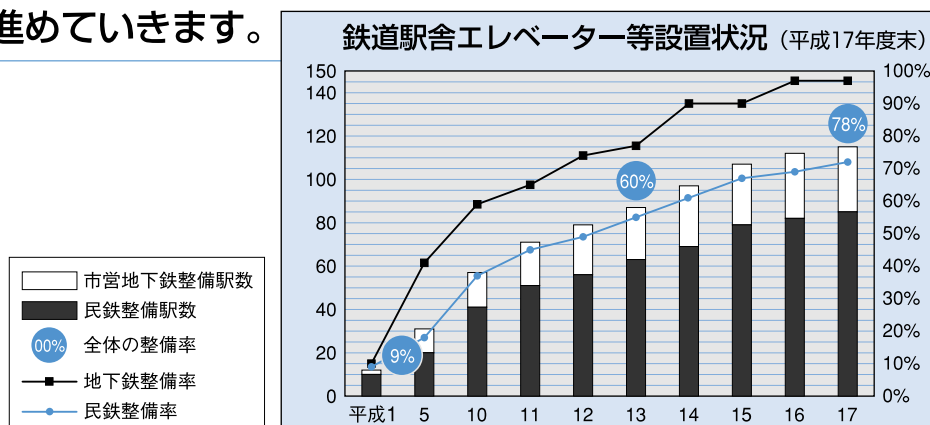
(※2) 23, 24, 25ページ参照



「だれにでも使いやすい施設・設備整備の推進」

高齢者、障害者や子育て中の方などが使いやすい施設は、だれにでも喜ばれる施設になります。一つひとつの施設整備とともに、施設と施設を結ぶ道路や駐車場など、まち全体を面的にバリアフリー化していきましょう。

◆駅舎のエレベーター^(※3)や多目的トイレ^(※4)等設置・ノンステップバス^(※5)導入などを、今後も進めていきます。



◆道路・建築物・公園・路外駐車場等の整備

「横浜市福祉のまちづくり条例」・「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（建築物バリアフリー条例）」・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき整備を進めます。

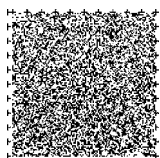


バリアフリー新法に基づき基本構想を作成し、対象地域のバリアフリー化を一体的かつ総合的に推進します。

既に基本構想を作成した地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅周辺地区）については、計画に基づいて順次整備を進めます。

現在作成中の地区（戸塚駅、上大岡・港南中央駅周辺地区）については、バリアフリー新法の考え方をできるだけ取り入れて基本構想を作成します。

また、基本構想を作成していないエリアのバリアフリー化について、まち歩きなどの手法も考慮して、検討を進めます。



(※3) 25、26ページ
(※4) 26ページ
(※5) 25ページ参照

◆市民意見を反映させた施設整備

高齢者、障害者、子育て中の方などを含む、市民の皆さんの意見を施設整備の際にできる限り反映させます。例えば、整備する前や、整備中に、高齢者・障害者・子育て中の方の意見を反映させれば、だれにでも使いやすい福祉のまちづくりが進みます。

また、様々な意見を運営に役立て、次の施設整備にも生かすことができます。

◆住宅のバリアフリー化

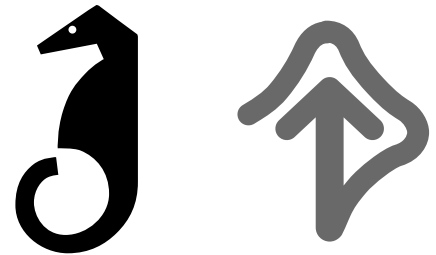
段差解消や手すりの取付け、照度への配慮など、家の中のバリアフリー化も進めます。

◆まちの中のバリアフリー化

だれにでも使いやすい設備を、みんなの協力でまちの中に増やします。

例（多目的トイレ、車いすの貸し出し、福祉タクシー、駅舎におけるホームドアや可動柵、視覚障害者誘導用ブロック、見やすい案内表示、点字による案内、音声や音による案内や誘導、電光掲示板による案内、わかりやすい案内標示、聴覚障害者に配慮するマーク等）

▼オストメイト（人工肛門、人工ぼうこうをつけた方）専用汚物流し（写真左）と、大人のおむつ替えなどができる大きめのシート（写真右）



▲全日本ろうあ ▲「耳マーク」^(※2)
連盟 マーク^(※1)

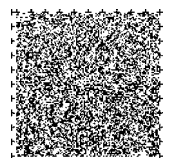
これらは、ろうあ者^(※1)や聞こえが不自由なこと^(※2)を表すマークです。

手話^(※1)や、口元を見せてはっきり話す、筆談などでやり取りする^(※2)などの配慮が必要です。

▼視覚障害者用信号機
（音響信号機）



▼電光掲示板による文字情報



「だれにでもわかりやすい情報の発信」

情報はすべての活動の基盤です。だれにでもわかりやすく、だれもが望めば利用できる情報をめざします。

◆わかりやすい印刷物

だれにでもわかりやすい印刷物のあり方などについて考えます。国や他の地方自治体、民間事業者の研究結果等も参考にしながら、ガイドラインとしてまとめます。また、その結果を広く共有し、身近な印刷物発行などにも利用します。

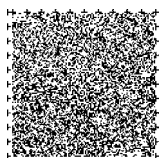
◆わかりやすい情報媒体

欲しい情報が身近に入手できるようにするためには、だれが、どこで、どのような方法で情報を発信すればよいかについて話し合い、その知恵を共有します。

◆わかりやすい情報発信の設備と運用

だれにでも情報が伝わりやすくするためには、どのような設備が必要なのか、また、その運用方法はどうしたらよいのかについて話し合うとともに、使いやすい設備の普及を図ります。

例：視覚障害者誘導用ブロック、点字、音・音声案内（誘導）、電光掲示板、SPコード**専用の活字文書読み上げ装置、筆談用具、わかりやすい案内表示、コミュニケーションボード、聴覚障害者に配慮するマーク、カラーバリアフリーに配慮した案内、ITを利用したバリアフリー情報等



※SPコードとは、約2センチ四方の画像の中に、日本語で約800文字程度の情報を記録することができる二次元のシンボルです。SPコードは、専用の活字文書読み上げ装置によって、記録されている情報を音声で読み上げます。（左 実物）

「福祉のまちづくり重点推進地区事業」^(※2)

福祉のまちづくり条例に基づく重点推進地区事業は、地域の人々のつながりにより、福祉のまちづくりに大きな成果をあげてきました。これからも、各区の特色を生かしながら積極的に展開していきます。

◆福祉のまちづくり重点推進地区事業

福祉のまちづくり重点推進地区事業は、地域に住む市民の皆さんの視点から、事業を組み立て、地域において必要な活動を発展・継続させていくことが成功の鍵です。各区における市民・事業者・区役所の主体性を生かして、実施します。

また、できるだけ早く、全区に事業が展開できるようにします。

◆指定終了後の継続

地区指定が終了した福祉のまちづくり重点推進地区事業についても、市と区が継続的に活動を支援することにより、事業の継続・進化・発展を図っていきます。



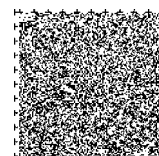
◆他制度との連携

福祉のまちづくり重点推進地区事業の実施に際しては、市・区の地域福祉（保健）計画や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく基本構想の策定（重点整備地区）、ヨコハマ市民まち普請事業、地域まちづくりプランなど、関連事業と連携して、相乗効果をあげます。

◆知恵の共有

福祉のまちづくり重点推進地区事業で得られた、福祉のまちづくりに関する多くの知恵やノウハウを、まだ事業が行われていない区などを含め、広く横浜市全体で共有します。

(※2) 23, 24, 25ページ参照



▼これまでに福祉のまちづくり重点推進地区等で行われた活動など



磯子まつりウォークラリー



鶴見寺尾地区
福祉のまちづくり展示会



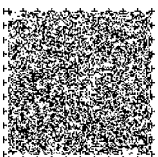
横浜ジェントルタウン倶楽部
触る地図マップ博覧会



関内駅周辺地区
まちあるき イセブラ



磯子駅周辺地区
障害者避難訓練



「福祉のまちづくり推進会議」^(※6)

福祉のまちづくり条例に基づく推進会議の活動を通して、市民の皆さんの意見を福祉のまちづくりに反映し、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

◆福祉のまちづくりの推進

推進会議が中心となって、よりよい福祉のまちづくりのため、条例に基づく施設整備基準などについて検討します。また、検討にあたっては構成委員だけでなく、アンケートやヒアリングなどを通して、広く市民・事業者の皆さんのご意見をお聞きします。

◆公募委員募集

広く市民の皆さんの声をお聞きするために、今後委員の公募を行います。

◆活動報告

会議の様子などを、インターネットなども使いながら、随時活動報告をします。

◆ユニバーサルデザイン^(※1)の考え方に基づいた福祉のまちづくりの検討

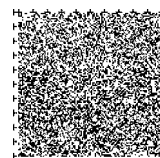
平成17年7月に国土交通省が示した「ユニバーサルデザイン政策大綱」や、新たに制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などを受け、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能な環境づくりを目指す、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりについて検討します。

◆その他福祉のまちづくりに関する検討

福祉のまちづくり推進指針に示した、それぞれの活動について審議、提言を行い、福祉のまちづくりを総合的に推進する母体となります。

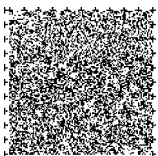
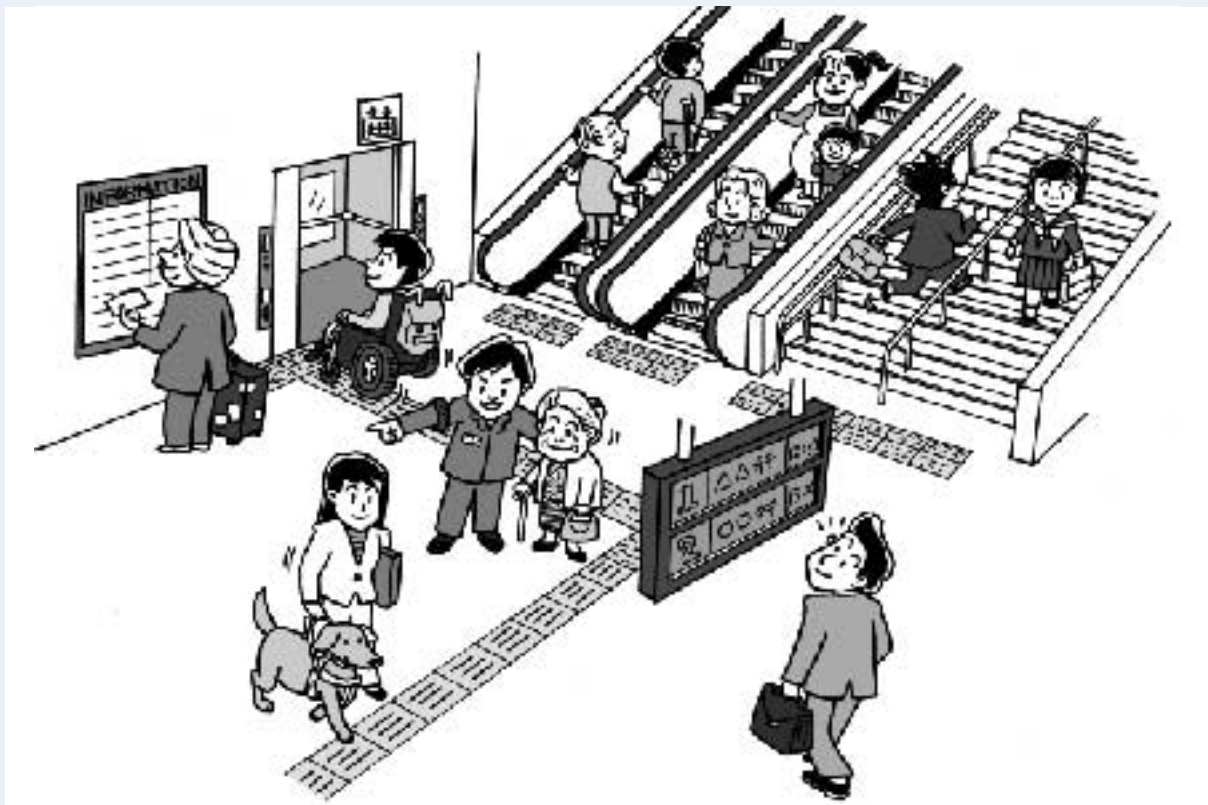
(※6) 23ページ

(※1) 18ページ参照、



コラム 福祉のまちづくりとユニバーサルデザイン

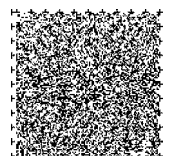
ユニバーサルデザインという言葉は、“ユニバーサル”と“デザイン”に分けるとその意味がわかりやすくなります。つまり、年齢や能力にかかわらず可能な限り最大限すべての人に使いやすい（ユニバーサル）製品、建築物、環境をデザインするということです。これは、ある特定のバリアをとりのぞくこと（バリアフリー）よりも一歩進んだ考え方とされています。すべての人にとって使いやすいという究極の目標に向かって、可能な限り質の向上をはかりつづけることが、このユニバーサルなデザインの考え方の基本となります。この考え方からすると、ある理想的なモデルとして型どおりの「福祉のまち」をつくるのではなく、福祉の視点に立ったまちを皆で「つくる」ことに重点を置いて行動すること、つまりより多くの人に参加できるようにするまちづくりのプロセスが大切となるのです。



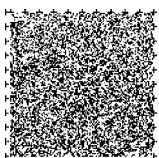
5 さあ、行動しよう！－市民、事業者、市の役割－

ここでは、平成22年度（2010年度）までの短期目標「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」を実現するために、市民、事業者、市がハード（施設整備）、ソフト（支え合いの心）の両面から取り組むことを説明します。

	ハード の取り組み	ソフト&ハード の取り組み	ソフト の取り組み
市民の 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築などの際には、高齢になったときなどにも暮らしやすいよう配慮します。既存住宅の改築にあたっては、段差を解消するなど、バリアフリーを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時などの支援に積極的に取り組みます。 わかりやすい情報発信をします。 ユニバーサルデザインの理念を理解し、様々な行動に結びつけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に参加します。 思いやりの心、譲り合いの気持ちの輪を広げます。 家庭の中で、福祉のまちづくりについて話し合います。 公共の場でのマナーを向上させます。 障害などの理解を深めます。 意見をどんどん発信していきます。 重点推進地区事業など、福祉のまちづくり活動に参加します。

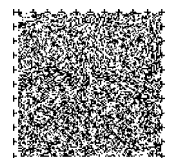


	ハード の取り組み	ソフト&ハード の取り組み	ソフト の取り組み
事業者の 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> だれもが使いやすい交通機関や施設・設備の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりに関する法令等を遵守します。 マナー向上のための活動を行います。 施設・設備の整備をする場合に、市民の意見を反映させます。 ユニバーサルデザインなどに関する情報、技術、ノウハウなどを提供します。 わかりやすい情報発信をします。 福祉のまちづくり重点推進地区事業などに参加します。 福祉のまちづくりのため貢献します。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりのための社員教育を充実させます。 ボランティア支援を進めます。 福祉のまちづくり推進会議に参加します。 利用者の声を十分に聞き、利用者の立場に立った施設整備・サービスを行います。 施設への補助犬の同伴について協力します。



	ハード の取り組み	ソフト&ハード の取り組み	ソフト の取り組み
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 駅舎エレベーターや多目的トイレ設置、ノンステップバス導入などを支援します。 だれもが使いやすい道路・建築物・公園・路外駐車場等の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉（保健）計画等関連事業と連携し、福祉のまちづくりを推進します。（※7） だれにでもわかりやすい情報を発信します。 福祉のまちづくり活動の場を提供します。 福祉のまちづくり情報を発信していきます。 福祉のまちづくり重点推進地区事業を推進します。また地区での取り組みやノウハウ・情報を交換する場を設け、市全体で知恵を共有できるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリー啓発を進め、研修などを実施します。 福祉教育の充実に取り組みます。 市職員に対して、福祉のまちづくり研修を充実させます。 施設整備の際に、市民等の意見を反映させる仕組みを検討します。 だれにでもわかりやすい印刷物のガイドラインについて検討します。 表彰制度を検討します。 推進会議を開催し、活動を積極的に広報するとともに、委員の公募を行います。

（※7）22ページ参照



福祉のまちづくりと地域福祉計画、バリアフリー新法等

「福祉のまちづくり」が目指すのは、横浜市がだれにとっても暮らしやすいまちになることです。横浜市には、こうしただれもが暮らしやすいまちにするための様々な「計画」がありますが、各計画と相互に補完しあい、協力・連携しながら進めることで、相乗的な効果を目指します。

「横浜市地域福祉計画・各区地域福祉（保健）計画」

横浜市の福祉のまちづくりの推進は、昭和49年からの「福祉の風土づくり運動」から始まりました。この運動では、地域の福祉を担う「ひとづくり」という目標を掲げて具体的な取り組みを進め、平成9年に「福祉のまちづくり条例」に発展しました。この条例ではだれもが自由に行動し、さまざまな活動に参加できることを目指し、協働により福祉のまちづくりを進めることとしています。

一方、「地域福祉（保健）計画」は平成12年「社会福祉事業法」の改正により制定された「社会福祉法」に基づき、「福祉や保健などの多様な生活課題に、行政や事業者だけでなく地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域に即した創意と工夫による福祉活動を総合的に推進する」ために策定されました。

どちらも、市民、事業者、市が協働した地域の支え合いが重要です。たとえば、福祉のまちづくり重点推進地区事業を通して人と人とのつながりが生まれることで、災害時の助け合いといった地域の生活課題にも対応できるようになるなど、福祉のまちづくりは地域福祉計画を進める具体的なツールとなります。

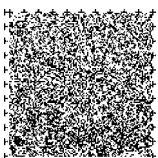
「福祉のまちづくり」と「横浜市中期計画」

横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後概ね20年を展望した市政の根本となる指針として、平成18年度に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定しました。

横浜市中期計画はこの横浜市基本構想で示されている都市像「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を実現するための最初の5か年計画（平成18～22年度）です。この中で「まちのバリアフリー推進」を重点事業の一つとして取り組むこととしています。福祉のまちづくり推進指針も同時期に進行するため、市全体の計画と調和をとりながら進めていきます。

「バリアフリー新法に基づく基本構想（重点整備地区）」

だれもが円滑に移動できるよう地域を定め、道路や建築物等を含めた面的な施設整備を、重点的に進めていく事業です。ハードとソフトのまちづくりを進める福祉のまちづくりにとっては、車を走らせるもう一方の車輪といえます。



参考資料 1 用語の説明

ここでは、福祉のまちづくり推進指針に出てくる主な用語について説明します。

福祉のまちづくり推進会議（公開会議）

17ページ

福祉のまちづくりに関する基本的事項を調査審議するため設置された機関で、市民、学識経験者、事業者、関係団体など委員30名以内で構成されています。

福祉のまちづくり重点推進地区

15ページ

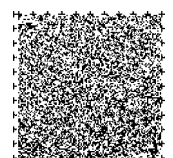
福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりをモデル的に推進する地区を福祉のまちづくり推進会議に諮り、市長が指定します。

これまでに、関内駅周辺、磯子駅周辺、鶴見寺尾地区、青葉台駅周辺、金沢文庫駅周辺の5地区が指定されました。

- 1) 関内駅周辺地区：関内駅周辺地区では、アートイベントや接客講座、イセブラなどを開催し、障害者や商店主、市民の方々との交流を積極的に図ってきました。また、立体印刷や点字印刷を用いて晴眼者と視覚障害者が共用して使用できる「関内バリアフリーマップ」を作成しました。（事業終了後、この事業を引き継ぐ形で設立した、横濱ジェントルタウン倶楽部が、この地図の分析等を行い改良した「触る地図横浜バリアフリーマップ」を作成しました。）



- 2) 磯子駅周辺地区：ちょボラ（＝政府広告機構のCMで使用した言葉で、ちょっとしたボランティアの略語）講習会や磯子まつりでウォークラリーを行うなど、障害がある方に対する理解を深めるイベントを行ったほか、磯子のみちづくりワークショップなどを行いました。

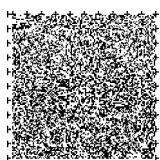


3) 鶴見寺尾地区：「このまちに福を呼び込もう」という願いをこめて寺尾「福まち」と事業を名付け、“寺尾らしさを大切にしたい、まちや人のつながりが地域の暮らしを支える”ということを目指してきました。「福まちリレーイベント」や、「わたしたちのまち探見隊講座」といった活動を通し、人と人のネットワークと、道路や公園などの施設がつながること、つまり「まちを使いこなす」ことで、暮らしそのものの活性化や改善につながりました。



4) 青葉台駅周辺地区：「あ」“安全で安心な”、“お”“思いやりのある”、“ば”“バリアフリーな”、“だ”“だれもが安心な”、“い”“居心地のよい”福祉のまちづくりを目標に、区民と区との協働で取り組みを行ってきました。

障害のある方とともにまち歩きを行い、バリアフリー化に向けた改善提案を行ったことにより、だれもが歩きやすい歩道としての改善が始まっています。また、視覚障害者をサポートする方法をまとめたサポートガイドを作成し、小学校での福祉学習に活用したことで、小学生への意識啓発等に役立てました。



5) **金沢文庫駅周辺地区**：駅周辺を歩きやすくやさしいまちにすることなどを目指し、活動を進める中で、駅のエレベーター設置や道路の舗装整備などが実現しました。

地域関係者やボランティアを募って立ち上げた「ふくまち応援団」が活動の中心となり、エレベーター竣工記念イベントの開催や区民まつりへの参加を通して、福祉のまちづくりの活動の輪を広げてきました。



ノンステップバス

12ページ

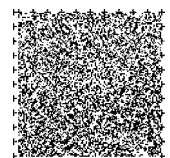
ノンステップバスとは乗降口にある段差をなくし、道路から床面まで30センチ程度とした、車いす使用者や高齢者をはじめ、だれもが乗り降りしやすくしたバスをいいます。車いす使用者がバスを利用するときには、中扉からスロープ板を出して乗降します。

平成18年度末現在、市内に営業所のあるバスのうち、市営、民営あわせて642台がノンステップバスとなっています。

駅舎エレベーター

12ページ

本市では、公共交通機関の利用環境の改善と福祉のまちづくりを推進するため、民営鉄道事業者等が行う鉄道駅舎のエレベーター等整備に対して補助を行っています。また、バリアフリー新法では、原則として2010年までに乗降客5,000人以上で高低差が5メートル以



上の駅では、エレベーター等の設置により地上からホームまで段差解消することを目標にしており、対象となる駅等では整備が進められています。

これらの結果、平成18年度末には、市内149駅中123駅（82.5%）がエレベーター等により地上からホームまで段差解消されています。

多目的トイレ

12ページ

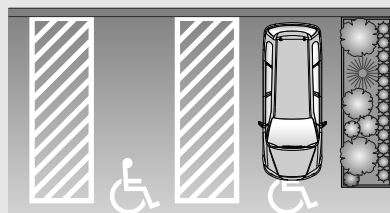
「障害者対応トイレ」、「多機能トイレ」等とも呼ばれます。車いす使用者が利用できる広めのスペースがあり、車いす使用者や高齢者、まひのある方、けがをしている方等が利用しやすいよう、手すり等がついています。さらに、人工ぼうこうや、人工肛門を付けている方（=オストメイト）のための設備や、おむつ替えシートなどの設備が整えられているところもあります。本市ではそれらの総称として「多目的トイレ」と呼んでいます。多目的トイレは、市の施設や鉄道の駅、ショッピングセンター等でも整備が進んでいます。



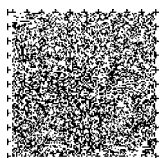
さあ
行動しよう!

◎車いす使用者用駐車区画はなぜあるの？

車いす使用者が自動車の座席に乗り降りする際には、車いすを積み降ろすためにドアを全開にする必要があります。このため、車いす使用者用駐車区画には一般の駐車区画より広いスペースを設けてあります。必要のない方は駐車しないようにしましょう。



車いす使用者専用駐車区画



参考資料2 福祉のまちづくり推進指針のあゆみ

《福祉のまちづくり条例制定から福祉のまちづくり推進指針改訂までの経緯》

- 平成 7年8月 福祉のまちづくり検討委員会を設置
- 平成 9年3月 「横浜市福祉のまちづくり条例」公布
- 平成 9年7月 「横浜市福祉のまちづくり推進会議」設置
- 平成11年1月 「いっしょにつくろうヨコハマのまち」福祉のまちづくり推進指針発行

●2010年に目指す都市像（長期目標）の設定

「2010年のヨコハマは、「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマの良さを感じながら暮らすことのできるまち」となります」

第1回目の短期目標

●2001年までの短期目標の設定

「ヨコハマで暮らし、活動するすべての人が少なくとも1回は福祉のまちづくりを考える」

※福祉のまちづくり推進指針別冊「バリアフリーミーティングガイド」も発行

- 平成14年8月 「いっしょにつくろうヨコハマのまち」福祉のまちづくり推進指針改訂版（ダイジェスト版）発行
- 平成15年3月 同指針 改訂版（詳細版）発行

第2回目の短期目標

●2006年までの短期目標の設定

「みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう」

- 平成19年3月 「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」福祉のまちづくり推進指針 改訂版発行

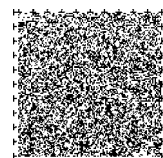
第3回目の短期目標

●2010年までの短期目標の設定

「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」

※市民意見交換会、アンケート、グループインタビュー、推進会議や小委員会などにおける検討に基づき作成。

2010年の福祉都市ヨコハマを目指し、今求められる「心のバリアフリー」「だれもが使いやすい施設整備」など、行動の指標を解説しています。





◎あなたの地域でこんなことから始めませんか？

身近な地域でだれもが暮らしやすくなるために、すでに行われているいろいろなアイデアがあります。

たとえば・・・

★地域のつながりは『あいさつ運動』から！

「こんにちは、暑いですね。おでかけですか。」

★みんなで体力づくりをかねてまち歩き。だれにとっても歩きやすいまちか点検してみよう！
結果をバリアフリーマップとしてまとめてみては？

★定年退職してもまだまだ現役！お年寄りの家の庭木のせん定や、家の角でちょっとひとやすみできる小さな手作りのベンチをつくるボランティアに参加してみよう！

★夕方の犬の散歩をしながら、子ども達に「おかえりなさい」の声かけをしよう！

★今日は防災の日。地域で集まって避難訓練です。近所に住む一人暮らしのお年寄りや、知的障害のあるお子さんがいる家族にも声をかけて、みんなで訓練してみよう！

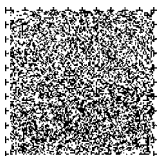
▼鶴見寺尾地区福祉のまちづくり重点推進地区で活躍された方から一言



「好きになることから始めるボランティア」

「好きになっていただく」を大切に、町の方々と事業をしています。

例えば、愛する家族は「笑顔あふれる家族に」と思います。「家族」を「町」「あの人たち」に置き換えてみてください。「笑顔あふれる町に」と思い、「あの人たちに笑顔でいてもらおうよ」と言ってくださると思うからです。家族と同じように「町」「あの人たち」を好きになることを第一歩にして、ボランティアをはじめませんか。



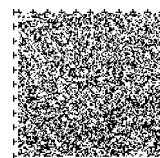
参考資料 3 いろいろなお問い合わせ

●身近な福祉のまちづくりに関するお問い合わせは……

区名	福祉保健センター事業企画係	電話	FAX
鶴見	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1826	510-1899
神奈川	神奈川区広台太田町3-8	411-7135	316-7877
西	西区中央1-5-10	320-8437	324-3703
中	中区日本大通35	224-8330	224-8157
南	南区花之木町3-48-1	743-8267	721-0789
港南	港南区港南中央通10-1	847-8442	846-5981
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6341	333-6309
旭	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6143	953-7713
磯子	磯子区磯子3-5-1	750-2442	750-2547
金沢	金沢区泥亀2-9-1	788-7824	784-4600
港北	港北区大豆戸町26-1	540-2359	540-2368
緑	緑区寺山町118	930-2304	930-2355
青葉	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2436	978-2419
都筑	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2344	948-2354
戸塚	戸塚区戸塚町157-3	866-8424	865-3963
栄	栄区桂町303-19	894-6962	895-1759
泉	泉区和泉町4636-2	800-2442	800-2515
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町190	367-5702	365-5718

●身近な福祉のまちづくり活動の拠点は……

区名	区社会福祉協議会	電話	FAX
鶴見	鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル5階	504-5619	504-5616
神奈川	神奈川区反町1-8-4 は一と友神奈川内	311-2014	313-2420
西	西区中央1-5-10 西区総合庁舎内	322-6848	313-0560
中	中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階	681-6664	641-6078
南	南区浦舟町3-46浦舟複合福祉施設8階 南区福祉保健活動拠点内	260-2510	251-3264
港南	港南区港南4-2-8 3階港南区福祉保健活動拠点内	841-0256	846-4117
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町5-11 複合施設「かるかも」3階	341-9876	334-5805
旭	旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内	392-1123	392-0222
磯子	磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階	751-0739	751-8608
金沢	金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢内	788-6080	784-9011
港北	港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206	547-2324	531-9561
緑	緑区中山町413-4 ハーモニーみどり内	931-2478	934-4355
青葉	青葉区市ヶ尾町1169-22	972-8836	972-7519
都筑	都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	943-4058	943-1863
戸塚	戸塚区戸塚町167-25 戸塚区福祉保健活動拠点1階	866-8434	862-5890
栄	栄区桂町279-29 栄区福祉保健活動拠点	894-8521	892-8974
泉	泉区和泉町3540 泉ふれあいホーム内	802-2150	804-6042
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町318-5 パートナーせや内	361-2117	361-2328



● 福祉・保健に関する身近な総合相談は……

お近くの地域ケアプラザへ

ボランティア講座や健康教室などの開催や地域の福祉活動・交流の場の提供をしています。また、介護などに関する相談も受け付けています。

URL : <http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shisetsu-joho/careplaza.html>

● 市民活動全般に関する相談は……

市民活動やボランティア活動をしたい人への支援、団体の課題解決や情報発信などさまざまな支援をしています。

横浜市市民活動支援センター

桜木町 電話 223-2666、FAX 223-2888

戸塚プラザ 電話 824-8731、FAX 824-8871

横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンター^(※)

電話 201-8620、FAX 201-1620

URL: <http://www.voraemon.com>

eメールアドレス: info@voraemon.com (代表)

※横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンターは、平成19年2月から平成20年3月まで、耐震補強等工事を行うため、館内立ち入り制限もございますので、ご来所の際にはあらかじめお電話でのご確認をいただくと幸いです。



ぼらちゃん

● 手話通訳・筆記通訳の派遣依頼、コミュニケーション支援機器の貸し出しは……

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール

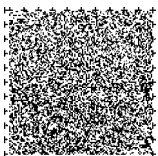
聴覚障害者情報提供施設へ

電話 475-2057 (通訳派遣は 475-2058)、FAX 475-2059

URL : <http://www.yokohama-rf.jp/shisetsu/rapport/>

● 高齢者、障害者のための住宅改造に関する相談は……

各区役所福祉保健センター サービス課へ



● お役立ち情報 ●

○ 横浜市内の福祉のまちづくりに関する情報は……

- ・「福祉のまちづくりのあゆみ」毎年発行
- ・ホームページ「ヨコハマふくまち.net～横浜市バリアフリー情報」

URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi>

○ こどものための福祉に関する情報は……

- ・横浜市子ども青少年局
子ども・青少年の総合ポータルサイト

URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/>



横濱開港
150周年



「ヨコハマはG30」
マスコット へら星人ミーオ

平成19年3月発行

横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-4049・2387

F A X 045-664-3622

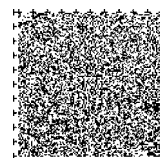
横浜市広報印刷物登録 第180602号(類別B-EC060)

デザイン 朝日オフセット印刷株式会社

印刷 山陽印刷株式会社



古紙配合率100%再生紙を使用しています



☆あなたはどのタイプ? バリアフリー度チェック ☆

1

今日は自転車でお買い物。
目的のお店に着いたけれど、ここからは駐
輪場が遠いみたい。

- A: ちょっとの間だし、とめちゃえ! ♠
B: 点字ブロックの周辺やスロープの近
くは避けて、できるだけ邪魔になら
ないところにおかせてもらおう。
C: 頑張って駐輪場まで行こう。♥♥

2

遅刻しそう! ノンステップバスに乗っていたら、
車いすに乗ったお客さんが乗車。車いすを
バスに固定したり、結構時間がかかるみたい。

- A: ちょっと大変そうだなあ。
B: 急いでいるのに、困ったな。早くして! ♠
C: 車いすやベビーカーでも使いやすい
バスがもっと増えるといいね。♥

あなたはどのタイプ?

集計表を見て選んだ答えの

♥ ♠ の数を合計しよう!

この指針のおすすめペー
ジがわかるよ。

おすすめ以外の
ページも、
全部
読んでね。



♥が10個以上

素晴らしい! あなたは「ふくま
ち博士」
この指針を活用して、一緒に
行動する仲間を増やそう!

→ 15ページ

♥が7個~9個

きみはなかなかの「ふくま
ちレンジャー」
さっそくできることから動き
出そう!

→ 19~21ページ

♥が4個~6個

「もじもじゃ〜」。福祉のまち
づくり、気持ちはあるだけ
どなかなか動き出せない。君
が勇気を出せば横浜が変わる!

→ 7~11ページ

♥も♠も3個以下

「知らんぷりん」。まちに暮ら
す色々な人のこと、もっと知
っていこう! → 4~7ページ

♠が4個以上

時には人に迷惑までかけてい
る「バリアゴン」。この指針を
よく読んで、心を改めるべし!

→ まずは10ページから

3

エレベーターに乗っていたら、
途中の階で車いすに乗っ
た人が待っていた。エレベ
ーターは満員なんだけど…。

- A: 降りてあげたいけれど
混んでいて降りられな
いなあ。
B: 私と友達はここで降りて
階段でいこう。♥♥
C: 私は最初から乗って
たんだから、関係ないよね。
♠

4

電車がとまってしまった。ア
ナウンスによると、ちょっと
した事故なのでもうすぐ動き
出すみたい。となりの人がな
にやらあわてて身振り手振り
をしているけれど…。

- A: 良く分からないから無
視しちゃおう。♠
B: 耳が聞こえないのかな?
アナウンスの内容を書
いてあげよう。♥
C: 手話もできるよ。♥♥

6

電車に乗っていたら、杖をつ
いたお年寄りが乗ってきた。

- A: 席を譲ってあげよう。♥♥
B: 譲ってあげたいけれど、
話しかけづらいな、どう
しよう。
C: 疲れているから、寝たふ
りしちゃおう。♠

5

最近、バリアフリーとか、
ユニバーサルデザインって言
葉をよく聞くけれど…

- A: もっと詳しく知りたいな。♥
B: いろいろな事例も知ってるよ。♥♥
C: そんな言葉、知らないよ。

